

事務連絡  
令和3年4月1日

法務局民事行政部戸籍課長 殿  
地方法務局戸籍課長 殿

法務省民事局民事第一課 補佐官

法務局における遺言書の保管等に係る手続を目的とした戸籍証明書等の  
第三者請求の取扱いについて

標記については、下記に留意する必要がありますので、これを了知の上、貴  
管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

1 遺言書の保管の申請を目的とした交付請求

遺言書の保管の申請（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成  
30年法律第73号。以下「遺言書保管法」という。）第4条第1項）に係  
る遺言書保管官に提出する遺言書の保管申請書に記載する当該遺言書に記載  
された受遺者、遺言執行者又は遺言書保管法第9条第1項第2号（イを除  
く。）若しくは第3号（イを除く。）に掲げる者（以下総称して「受遺者等」  
という。）の氏名又は出生年月日の各事項は、遺言書作成時に既に確認され  
ているものである。このため、これらの各事項の保管申請書への記載を目的  
とした交付請求は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第1  
項各号に掲げる場合に該当しない。

2 遺言者による氏名の変更の届出を目的とした交付請求

遺言者は、遺言書の保管申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管されてい  
る場合において、当該遺言書に記載された受遺者等の氏名に変更が生じたと  
きは、その旨遺言書保管官に届け出なければならない（法務局における遺言  
書の保管等に関する政令（令和元年政令第178号。以下「遺言書保管政令」  
という。）第3条第1項）。このため、遺言者が、変更届出書（遺言書保管

[REDACTED]

政令第3条第3項（法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和2年法務省令第33号。以下「遺言書保管省令」という。）第30条第2項において準用する場合を含む。))への受遺者等の変更後の氏名の記載を目的とした戸籍証明書等の交付請求は、戸籍法第10条の2第1項第1号に掲げる場合に該当する。

なお、上記請求がされた場合には、疎明資料を求める必要は原則としてないが、特段の疑義があり、戸籍法第10条の4に基づく必要な説明を求める場合には、請求対象の戸籍又は除籍に記載された者との関係性について説明を求めた上で、当該遺言者が遺言書の保管の申請を行った際に遺言書保管官から交付を受けた保管証（遺言書保管省令第15条。別添1）の原本の提示を求めることが考えられる。

### 3 遺言書情報証明書の交付請求を目的とした交付請求

遺言書保管官に対する遺言書情報証明書の交付請求（遺言書保管法第9条第1項）、遺言書の閲覧請求（遺言書保管法第9条第3項）又は遺言書保管ファイルの記録の閲覧請求（遺言書保管政令第9条第1項）をしようとする者は、遺言者の出生時からの戸籍証明書等及び相続人の戸籍証明書等を提出しなければならない（遺言書保管法第9条第4項、遺言書保管省令第34条第1項第1号）。このため、これらの交付請求を目的とした戸籍証明書等の交付請求は、戸籍法第10条の2第1項第2号（同法第12条の2において準用する場合も含む。）に掲げる場合に該当する。

なお、上記請求がされた場合には、疎明資料を求める必要は原則としてないが、特段の疑義があり、戸籍法第10条の4（同法第12条の2において準用する場合を含む。）に基づく必要な説明を求める場合には、請求対象の戸籍又は除籍に記載された者との関係性について説明を求めた上で、請求者が交付を受けた（請求人欄に当該請求者名が記載されていることを示す。以下同じ。）遺言書保管事実証明書（遺言書保管法第10条第1項。別添2）、遺言者として請求対象者の氏名が記載されている保管証又は請求者を名宛人とする請求対象者の遺言書に係る遺言書の保管に関する通知（遺言書保管法第9条第5項。遺言書保管事務取扱手続準則（令和2年5月11日付け法務省民商第97号法務省民事局長通達。別添3）第35条の通知を含む。別添4。いずれもその写しを含む。）の提示を求めることが考えられる。

なお、これらの書面を発行した遺言書保管所に対して、記載された保管番

号に基づき当該書面の存否について確認を求めることもできる。

#### 4 遺言書保管事実証明書の交付請求を目的とした交付請求

遺言書保管官に対する遺言書保管事実証明書の交付請求（遺言書保管法第10条第1項）をしようとする者は、遺言者が死亡したことを証明する書類、請求人が相続人に該当することを証明する書類（請求人が遺言者の相続人として請求する場合）等を提出しなければならない（遺言書保管法第10条第2項、遺言書保管省令第44条第1項第1号及び第3号）。このため、遺言書保管事実証明書の交付請求を目的とした戸籍証明書等の交付請求は、戸籍法第10条の2第1項第2号（同法第12条の2において準用する場合も含む。）に掲げる場合に該当する。

なお、この場合に交付する遺言者が死亡したことを証明する書類は、戸籍又は除籍の一部事項証明書（基本事項（本籍、筆頭者の氏名及び証明すべき者の氏名）に遺言者の「生年月日」及び「死亡事項」を付加したもの。以下同じ。別添5）を交付することが相当と考えられる。

#### 5 申請書等の閲覧の請求を目的とした交付請求

遺言書保管官に対する申請書等の閲覧の請求（遺言書保管政令第10条第3項及び第4項）をしようとする遺言者以外の者は、遺言者が死亡したことを証明する書類又は請求人が相続人に該当することを証明する書類（請求人が遺言者の相続人として請求する場合）等を提出しなければならない（遺言書保管政令第10条第5項、遺言書保管省令第50条）。このため、これらの請求を目的とした戸籍証明書等の交付請求は、戸籍法第10条の2第1項第2号（同法第12条の2において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当する。

なお、上記請求がされた場合には、疎明資料を求める必要は原則としてないが、特段の疑義があり、戸籍法第10条の4に基づく必要な説明を求める場合には、請求対象の戸籍又は除籍に記載された者との関係性について説明を求めた上で、当該遺言書に係る遺言書情報証明書（遺言書保管法第9条第1項。別添6。写しを含む。）の提示を求めることが考えられる。

また、この場合に交付する遺言者が死亡したことを証明する書類は、戸籍又は除籍の一部事項証明書に遺言者の「生年月日」及び「死亡事項」を付加したものを交付することが相当と考えられる。

#### 6 弁護士等による交付請求

[REDACTED]

上記 2 から 5 までの交付請求については、戸籍法第 10 条の 2 第 3 項又は第 4 項により交付の請求をすることができる場合があるので、平成 20 年 4 月 7 日法務省民一第 1000 号法務省民事局長通達第 1 及び第 2 に基づき適切に処理されたい。